

主任技術者または監理技術者の専任配置の特例について (複数工事を同一とみなし同一の監理技術者等が管理できる工事)

東京都水道局においては要件を満たした場合、「複数の工事を同一の工事とみなして、同一の主任技術者または監理技術者が当該複数工事全体を管理することができる。」としていますが、以下のとおり実施します。詳細は「東京都水道局工事施行適正化推進要綱の解説」を御参照ください。

1 実施要件

(1) 同一の建設業者と締結する契約工期の重複する工事であること。

※ JVである場合は同じ構成員のJVとする。

(2) 各工事の対象が同一の建築物^{*1}または連続する工作物^{*2}であること。

※1 同一の建築物とは、工事対象建築物が同一である建築物とする。複数棟の工事対象建築物がある場合、工事対象建築物が一部でも重複すれば同一の建築物とする。工事対象建築物が1つも重複せず、それぞれの工事が別の建築物のみ工事する場合には対象とならない。

※2 連続する工作物とは、工事に含まれる主な工作物が同種類で接しているものとする。例えば、舗装（仮復旧を除く。）、水道施設、下水道施設、コンクリート構造物など、工事に含まれる主な工作物が同種類で接しているものとする。

(3) 各発注者から同一工事として取り扱うことについて承諾を得ていること。

(4) 同一とみなす工事の数は2件までであること。なお、東京都水道局発注工事以外でも同一工事とみなすことができる。

2 申請等の手続

適用を希望する場合は、次のとおり関係書類を提出してください。

(1) 入札参加希望申請時

電子調達システムにより、工事希望票兼予定監理技術者等調書と併せて**各工事主管部署の確認を受ける前の別記様式-1**を提出してください。

(2) 入札締切日まで

各工事主管部署の確認を受けた後の別記様式-1(書面または書面をスキャンした電磁的記録)を提出してください。

(3) 落札決定前

各工事主管部署の確認を得ることができず、新たな技術者を配置する場合、開札後の積算内訳書確認時まで改めて新たな技術者に係る関係書類を提出してください。

(4) 契約締結後

契約締結後から本特例の適用を希望する場合は、監督員に別記様式-1を提出してください。

3 適用時期

令和7年8月1日(以下「適用日」という)以降に公告する工事に適用する。なお、以下の工事については、適用日以降、受発注者協議により適用できるものとする。

(1) 契約中の工事

(2) 適用日以前に公告し契約締結する工事

【問合せ先】 1, 2(4), 3について

水道局建設部技術管理課

直通(03)5320-6352

2(1)(2)(3)について

水道局経理部契約課

直通(03)5320-6402